

関西学生サッカー連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、関西学生サッカー連盟（英文名: Kansai University Football Association）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を大阪市中央区博労町1丁目4-10博労町エステートビル601に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本連盟は、関西学生サッカーの強化と普及を図り、サッカーの総合的発展に寄与すること、加盟チーム相互の連携協調を図ること、及び広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技大会（関西学生サッカーリーグ・関西学生サッカー選手権大会・他）
- (2) 関西学生選抜チームの編成及び、その強化事業
- (3) サッカー競技、技術、審判に関する講習会、研究会
- (4) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

第4章 組織

(組織)

第5条 本連盟は、原則として関西の各府県協会（大阪・京都・滋賀・奈良・兵庫・和歌山）に加盟登録された各大学を代表するチームをもってこれを組織する。

(構成)

第6条 本連盟は、1部・2部・3部・4部のリーグ編成によって構成する。

2 ブロック編成については、理事会において決定する。

(加盟)

第7条 本連盟に新たに加盟を希望するチームは、所定の申請書類を会長宛に提出し、理事会の承認を得なければならない。加盟条件に関しては別に定める。

(脱退)

第8条 本連盟より脱退を希望するチームは、会長宛に理由書を添えて脱退願を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第5章 協議機関

(協議機関)

第9条 本連盟には、次の協議機関を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 専門委員会
- (5) 監督会議

第6章 評議員及び役員

(評議員)

第10条 評議員は、会長、副会長のほか、理事会の推薦に基づき次の区分により選任する。

関西学生サッカー連盟理事長（1名）、1部リーグ（5名以内）、2部リーグ（5名以内）、
3部リーグ（5名以内）、4部リーグ（5名以内）、学識経験者（5名以内）

- 2 評議員は、評議員会を組織し、次の各号に定める事項について承認を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対して必要と認める事項について助言する。
- (1) 役員の推挙及び選出
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 予算及び決算
 - (4) その他議決を要する重要事項

(役員)

第11条 本連盟には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名以上
- (4) 理事 30名以内（うち理事長1名、副理事長若干名、常任理事若干名を含む）

(会長)

第12条 会長は、理事会の推薦に基づき、評議員会の承認を経て選任する。

2 会長は、本連盟を代表する。

(副会長)

第13条 副会長は、理事会の推薦に基づき、評議員会の承認を経て選任する。

2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故のあるときにはこれを代行する。

(監事)

第14条 監事は、理事会の推薦に基づき、評議員会の承認を経て選任する。

2 監事は、本連盟の業務執行状況ならびに財務状況を監査する。

3 監事及び理事は相互に兼ねることはできない。

(理事)

第15条 理事は、次の各号に掲げる者とし、評議員会の承認を経て、会長が任命する。

- (1) 本連盟加盟チーム関係者のうちから、次の区分（2年任期の初年度の所属とする）により、
1部リーグ（2名以上）、2部リーグ（2名以上）、3部リーグ（2名以上）、4部リーグ
(2名以上)

(2) 理事会において推薦された学識経験者（若干名）

(3) 会長の推薦した者につき、理事会において承認された者

2 理事は、理事会を組織し、次の各号に掲げる重要な事項を審議、決定し本連盟の業務を執行する。

(1) 役員の推挙及び選出

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 予算及び決算

(4) その他議決を要する重要な事項

(理事長)

第16条 理事長は、理事会において理事の互選により選出し、評議員会の承認を経て、会長が任命する。

2 理事長は、理事会を代表し、理事会における業務を統括する。

(副理事長)

第17条 副理事長は、理事長が理事会の同意を得て、理事の中から指名する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその業務を代行する。

(常任理事)

第18条 常任理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 総務委員長
- (2) 広報委員長
- (3) 技術委員長
- (4) 競技委員長
- (5) 規律・フェアプレー委員長
- (6) 審判委員長
- (7) 理事長が必要と認めた者

2 常任理事は、常任理事会を組織し、本連盟の業務を企画、立案し理事会に付議すべき事項を審議する。また、各専門委員会間並びに各担当者間の調整を図る。

(評議員及び役員の任期)

第19条 評議員及び役員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された評議員及び役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 評議員及び役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第7章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第20条 本連盟に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦に基づき、評議員会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長または理事会の諮問に応じる。

第8章 会議

(評議員会)

第21条 定時評議員会は年1回、臨時評議員会は必要に応じて隨時開催する。

- 2 評議員会は評議員をもって組織し、評議員の互選により評議員会議長を選出する。
- 3 評議員会は評議員会議長が召集し、構成員の3分の2以上の出席によって成立する（委任状も含む）。
- 4 評議員会の議事は出席者の過半数をもって決するが、可否同数の場合は評議員会議長の決するところによる。
- 5 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(理事会)

第22条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、理事長が召集し、その議長となる。
- 3 理事会は、理事の2/3以上の出席によって成立する（委任状も含む）。
- 4 議事は出席理事の過半数の同意で決定する。可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 事務局職員及び学生幹事長は理事会に出席して意見を述べることができる。

(常任理事会)

- 第23条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事をもって組織する。なお、常任理事会が必要と認めた者については、出席して意見を述べることができる。
- 2 常任理事会は、理事長が召集し、その議長となる。
 - 3 常任理事会は、常任理事の2/3以上の出席によって成立する。
 - 4 議事は出席常任理事の過半数の同意で決定する。可否同数の時は議長の決するところによる。
 - 5 常任理事会の決定事項は、理事会に諮り、承認を得なければならない。
 - 6 緊急を要する事項が発生した際に理事会を招集することが困難であると理事長が判断したときは、常任理事会で審議のうえ決定することができる。

(専門委員会)

- 第24条 本連盟の業務を執行するために、次の各号に掲げる委員会を置く。
- (1) 総務委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 技術委員会
 - (4) 競技委員会
 - (5) 規律・フェアプレー委員会
 - (6) 審判委員会
 - (7) 医学委員会
- 2 各委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 3 各委員会の委員長及び副委員長は、本連盟の理事から、常任理事会が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
 - 4 各委員会の委員は、委員会からの推薦により理事会で承認を得た者とする。
 - 5 各委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
 - 6 補欠又は増員により選任された委員長、副委員長、委員の任期等は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 7 各委員会の委員長、副委員長及び委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
 - 8 各委員会は、それぞれの委員長が召集し、その議長となる。
 - 9 各委員会の所管事項は、別に定める。
 - 10 各委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
 - 11 2つ以上の委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催するか、又は委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。
 - 12 各委員会は、理事会の承認を得て細則を制定することができる。

(監督会議)

- 第25条 監督会議は、加盟チーム相互の連携協調を図ることを目的とする。
- 2 監督会議は、各部・各ブロックで開催する。
 - 3 監督会議は、各部リーグ理事と各チームの代表者をもって組織する。
 - 4 各チームの代表者は、原則として部長又は監督を務める者いずれか1名とする。
 - 5 監督会議は、各部リーグ理事が召集し、その議長となる。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第26条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局職員は理事会の承認を得ることとする。
 - 3 事務局長及び、事務局次長は理事会の承認を経て会長が委嘱する。
 - 4 事務局に関する規定は別に定める。

第10章 学生幹事

(学生幹事)

第27条 本連盟には、次の学生幹事を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 若干名
- (3) 幹事 30名以内（うち幹事長、副幹事長を含む）

2 学生幹事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本連盟加盟チームの学生のうちから、理事会において承認された者
- (2) 理事長の推薦した学生につき、理事会において承認された者

3 学生幹事は、学生幹事会を組織し、本連盟の実務を遂行する。

4 学生幹事規約については別に定める。

第11章 会計

(収入)

第28条 本連盟の経費は、各加盟チームの納入金・個人登録費・その他の収入をもってこれに充てる。

(登録費等)

第29条 納入金・個人登録費・その他の納入金額及びその方法については別に定める。

(会計年度)

第30条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第12章 登録

(登録)

第31条 各加盟チームは、加盟に必要な条件を満たし、毎年別に定める方法に従って登録手続を完了しなければならない。また、登録後、変更が生じた時は、その都度これを申告しなければならない。

第13章 罰則

(罰則)

第32条 本連盟の規約・その他決定事項に反する行為及び本連盟の名誉を著しくけがす行為があった加盟チーム並びに所属選手は、理事会の審議により、除名・その他の処分を受ける。

付 則

第33条 本規約の改廃は、理事会の議決を経て評議員会の承認を必要とする。

2 本規約は、1981年4月1日から施行する。

(改定)

- 1991年7月13日 一部改定。
- 1995年4月4日 一部改定。
- 1998年8月27日 一部改定。
- 2000年4月24日 一部改定。
- 2006年2月28日 一部改定。
- 2008年6月16日 一部改定。
- 2010年2月14日 一部改定。
- 2012年1月30日 一部改定。
- 2016年2月1日 一部改定。
- 2021年2月2日 一部改定。
- 2022年3月14日 一部改訂。

専門委員会の所管事項

(1) 総務委員会

総務

- 規約の整備及び改正
- 総務、栄典に関する事項
- 加盟・脱退に関する監理
- 他の委員会に属さない事項

財務

- 各種大会の経理管理
- 毎年度予算案および決算案の審議
- その他財務および経理に関する重要事項の審議

(2) 広報委員会

- スポンサー及び対外交渉
- 各種大会広報物制作及び管理

(3) 技術委員会

- 選手の育成、強化に関する事項
- 指導者の養成
- その他、技術指導に関する事項

(4) 競技委員会

- 各種大会に関する事項と試合の監理
- 施設に関する情報の収集

(5) 規律・フェアプレー委員会

- 競技会における違反行為に対する調査と懲罰の決定
- フェアプレーに関する事項

(6) 審判委員会

- 審判員の養成
- 審判員の派遣に関する事項
- 審判インストラクター派遣に関する事項
- その他、審判に関する事項

(7) 医学委員会

- 医事の派遣に関する事項
- トレーナー等の育成
- その他、医事に関する事項